

行橋市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月11日

行橋市長

工藤 政宏

行橋市規則第34号

行橋市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年行橋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

行橋市 後期高齢者医療保険料額決定通知書

後期高齢者医療保険料額決定通知書

下記の通り後期高齢者医療保険料額が決定しましたので通知します。

年間保険料額

後期高齢者医療保険料額

保険料算定の基礎

上段：医療分
下段：子ども分

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度のみ）

⑪ 均 等 割 額 円										均等割軽減割合			⑫ 軽 減 額 円			⑬ 年間保険料額 円			月	数	⑭ 月 割 軽 減 円		

後期高齢者医療保険料額納入通知書

下記の通り後期高齢者医療保険料額が決定しましたので通知します。

特別徴収保険料額

月	料 額
翌年度仮算定額	

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。